

—郵便局の指定について—

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので右の「指定通知書」に利用される郵便局名を記載のうえ、当初納入される際、その郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局は本年度も引続きご利用が可能なため届出の必要はありません。

きりとりせん

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 様
郵便局長 様

高山市長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税および県民税特別徴収税額の納入取扱店に指定しましたので通知します。

| | |
|--------|---------------------------|
| 認可番号 | 貯業 一 第1687号 |
| 口座番号 | 00860-4-960391 |
| 加入者名 | 高山市会計管理者 |
| 取りまとめ店 | 株式会社ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター |